◎消費者庁による警告メール例(修正も指示)

消表対第 号

株式会社 御中

消費者庁表示対策課長 (公印省略)

健康増進法事65第1項に関するインターネット監視業務に係る不 適切広告等の改善について(要請)

消費者庁においては、健康増道法(平成14年法律第103号)第65条第1項4:(誇大表示の禁止)の規定に関し、インターネットにおける監視業務を行っているところである。

この程、令和2年7月から同年9月の間、インターネットにおける虚偽誇大広告等の監視を行ったところ、貴社がインターネットショッピングモールサイト等に掲載する広告等について、同条同項の規定に違反するおそれのあるものが確認された。貴社においては、別紙内「違反のおそれのある主な表示」を中心に、修正又は削等の改善策を講じるとともに、当該広告等のその他表現についても再度確認されたい。

潰費者庁では、これらの広告等について、10月28日(水)までに改善処置が講じられない場合、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に違反する疑いのある広告にあっては、厚生労働省薬機法担当部局に通告することとしている。また、その他のものについては、当庁において料学的根拠の評価や事情聴取等を行い、健康増進法又は不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第13号)の規定に基づく調査を開始することとしている。

なお、当庁が指摘した以外の商品であっても、健康増進法第65条第1項の規定 に違反するおそれのある広告等が再度確認された場合には、厳正に最対処してい くこととしているので、貴社が行っている広告等全体の適正化を図られたい。 当庁では引き続き、これ等の広告等を監視していくことを付言する。

担当:消費者庁表示対策課へルスケア表示指導室

TEL:(代表)

担当:(内線)

指摘内容

商品名	サイトアドレス	事業者名	事業者住所	違反のおそれのある主な表示
				以前の私は夏でも寒がり…エアコンがつらい。そんな私が今では!寒さを感じず以前より 元気になりました!
				からだの活性を高める栄養素がたっぷり入ったあるドリンクがスゴイと口コミで話題に!
				今は旦那が寒がっていても私は何ともないくらいです! アレだけ冷たかったのが嘘みたいに!
				私たち「OO」で寒さが気にならなくなりました! とにかく寒さが気にならなくなった の 'は実感! (感想内容)
				体がどんよりして寒さにも弱かったのが、今は全然気になりません。(感想内容)
				最近、こんなこと感じていませんか? 体が重い感じがする、年中いつも寒さに弱い、元気が無くいつもどんより 食事を楽しめない 朝からスッキリしない 身体環境が乱れがち
				体の寒さがツライ毎日に… 元気な毎日を取り戻しましょう。体感率87.6% 一目瞭然のチカラ。あなたも実感して下さい。 えっ?!こんなに簡単に…!
				お手軽!一口飲むだけ↓ (以下、続く)